

基 発 第 2 7 9 号

平成13年3月30日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「債権管理事務取扱手引」の一部改訂について

債権管理に関する事務処理については、平成2年3月26日付け基発第162号通達「債権管理事務取扱手引（平成2年3月）」（以下、「平成2年3月手引」という。）により取り扱ってきたところであるが、その後、都道府県労働局設置等が行なわれたこと及び第5章「訟務事務」を追加することから、平成13年4月1日から別添の「債権管理事務取扱手引（平成13年3月）」のとおり改めることとしたので、事務処理に遺漏のないよう関係職員に周知されたい。

なお、「平成2年3月手引」の第3章5～9については、一般会計及び特別会計に共通する債権であるため削除する。

また、「平成2年3月手引」は、平成13年3月31日をもって廃止する。

凡 例

根拠法令等の引用にあたっては次の略語を用いた。

債 管 法	国の債権の管理等に関する法律（昭和31年5月22日法律第114号）
債 管 令	国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年11月10日政令第337号）
債 管 則	債権管理事務取扱規則（昭和31年12月29日大蔵省令第86号）
計 証 則	計算証明規則（昭和27年6月7日会計検査院規則第3号）
国 徴 法	国税徴収法（昭和34年4月20日法律第147号）
歳 徴 程	歳入徴収官事務規程（昭和27年11月29日大蔵省令第141号）
予 決 令	予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）
支 事 程	支出官事務規程（昭和22年9月27日大蔵省令第94号）
出 事 程	出納官吏事務規程（昭和22年9月27日大蔵省令第95号）
賃 確 法	賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年5月27日法律第34号）
労災保険法	労働者災害補償保険法（昭和22年4月7日法律第50号）
徴 収 法	労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年12月9日法律第84号）
日銀国庫程	日本銀行国庫金取扱規程（昭和22年9月27日大蔵省令第93号）
民 訴 法	民事訴訟法（平成8年6月26日法律第109号）
民 訴 則	民事訴訟規則（平成8年12月17日最高裁規第5号）
民訴費用法	民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年4月6日法律第40号）
民 執 法	民事執行法（昭和54年3月30日法律第4号）
民 執 則	民事執行規則（昭和54年11月8日最高裁規第5号）

目 次

第1章 総 説	1
1 目 的	1
2 債権管理法の趣旨	1
3 債権管理法の概要	1
第2章 債権管理事務の概要	4
1 債権管理の対象となる債権	4
(1) 歳入金に係る債権	4
2 債権管理の基本的事項	5
(1) 歳入徴収官等の任命	5
(2) 歳入徴収官等の官職及び事務の範囲	5
(3) 債権管理の基本的事務の流れ	6
第3章 債権の種類別事務処理	8
1 過誤払返納金債権（現年度分）	8
(1) 歳入金に係る債権以外の政権	8
(2) 調査確認	8
(3) 債権管理簿への登記	9
(4) 納入の告知	12
(5) 督 促	13
(6) 出納整理期限までに返納されなかった債権の措置	13
2 過誤払返納金債権（過年度分）	13
(1) 債権の発生通知	13
(2) 調査確認	13
(3) 債権管理簿への登記	14
(4) 納入の告知	14
(5) 督 促	14
(6) 時効及び時効の中断	14
3 費用徴収等	15
(1) 労災保険法第12条の3第1項該当	15
(2) 労災保険法第12条の3第2項該当	17

(3) 労災保険法第31条第1項該当	19
(4) 労災保険法第31条第2項該当	20
(5) 労災保険法第31条第3項該当	21
(6) 賃金の支払の確保等に関する法律第8条該当	23
(7) 労働者災害補償保険特別支給金支給規則該当	28
4 労災保険法第12条の4該当	30
(1) 第三者行為災害の概要	30
(2) 監督署の事務	31
(3) 労働局の事務	33
第4章 債権管理の特殊な事務処理	43
1 徴収停止	()
(1) 概説	43
(2) 徴収停止することができる債権の種類	43
(3) 徴収停止の基準	44
(4) 徴収停止の手続	47
2 履行延期の特約等の基準	50
(1) 概説	50
(2) 履行延期の特約等の基準	51
(3) その他	53
(4) 履行延期の請求及び保全措置	53
3 債権の消滅	()
(1) 相殺又は充当	54
(2) 債権の消滅の通知	54
(3) 歳入徴収官等からの関係の機関に対する通知	55
(4) 債権のみなし消滅の整理	55
(5) 帳簿への記載	56
4 不納欠損処分	56
5 債権に関する計算証明と諸報告	58
(1) 債権管理計算書	58
(2) 甲 債権減少額内訳	60
(3) 乙 徴収停止額内訳	60

(4) 丙 履行延期等明細書	60
(5) 債権現在額通知書	60
(6) その他の報告	61
第5章 訟務事務	64
1 債権管理と訟務事務	64
(1) 法務大臣に対して要求する措置の種類	64
(2) 依頼手続	64
(3) 処理順序	65
2 即決和解	65
(1) 概 説	65
(2) 依頼手続	66
(3) 再 和 解	70
3 支払督促	71
(1) 概 説	71
(2) 依頼手続	72
(3) 支払督促の効力	74
(4) 仮執行宣言手続	74
(5) 支払督促に対する異議	75
(6) 事 例	76
(付 録)	
1 債権管理関係様式集	117
2 債権管理事務の図解と早見表	191
3 債権管理関係通達集	213
4 債権の消滅時効期間、中断等	283

第1章 総 説

1 目 的

この「債権管理事務取扱手引」は、労災保険法等に基づく保険給付等に係る債権に関する事務について、その取扱いを定めたものである。

2 債権管理法の趣旨

債権管理法は、国の金銭債権についての管理に関する一般的な法的基準を内容とし、この債権の管理の適性を期するために制定されたものであって次の法令から成り立っている。

国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年法律第337号）

債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）

この債権管理法の基本的事項は次のとおりである。

- イ 債権管理の機関を法定することにより債権管理の権限と責任の所在が規定されている。
- ロ 債権管理の基準を定め、債権の把握、取立て及び保全に関する手続きの準則が規定されている。
- ハ 債権の内容の変更（債権の履行延期、利率の引下げ、和解による譲歩等）又は減免に関する一般的基準を定め、債権の円滑かつ効率的な取立てが行えるよう規定されている。
- ニ 債権の発生の原因となる契約その他の行為の内容の基準が定められており、その行為に基づいて発生する債権の発生後に円滑かつ適正な管理事務が行えるよう規定されている。
なお、債権管理事務とは、国の金銭債権について債権者として行うべき保全、取立て、内容の変更及び消滅に関する事務をいうものであって、「歳入徴収官が行う事務」及び「滞納処分を執行するものが行う事務」のように、債権管理の事務について別途整備されているものについては除外されている。

3 債権管理法の概要

債権管理法に定める内容は、次のとおりである。

- イ 債権の管理に関する事務は、債権の種類により歳入徴収官、支出官又はこれらに準ずる職員（これら債権の管理に関する事務を行う者を総称して「歳入徴収官等」という。以下同じ。）がこれに当たること（債管法第5条、債管令第5条及び第6条、債管則第4条・第5条・第39条の6及び第39条の7）。
- ロ 債権の管理のための帳簿（債権管理簿）を備え、債権管理事務についての必要事項を記載すること（債管法第11条、債管令第8条及び第10条、債管則第8条～第12条）。

なお、債権管理簿へ記載しないうちに当該債権の全部が消滅したことを確認したときは、適宜の様式による帳簿（債権整理簿）に債権管理簿へ記載することができなかつた理由及びその他必要な事項を記載すること。ただし、報酬又は賃金から控除する保険料等については除外されていること（債管令第9条）。

ハ 契約担当者、現金出納職員等は、債権の発生、消滅又は変更を知ったときは、これを歳入徴収官等に通知しなければならないこと（債管法第12条及び第23条、債管令第11条・第12条・第22条及び第23条、債管則第12条の2、歳徴程第54条の3）。

ニ 歳入徴収官等は、納入の告知、督促及び履行延期の特約等を自ら行うこと。

（イ） 歳入金債権については、歳入徴収官が納入告知等の手続を行うこと（会計法第6条、予決令第28条及び第29条、債管法第13条、債管則第14条、歳徴程第3条～第21条の2・第27条及び第54条の2）。

（ロ） 歳入金に係る債権以外の債権（支出済又は支払済となった歳出の返納金であつて、その支払つた歳出の金額に戻入する場合）については、支出官又は資金前渡官吏が納入告知等の手続を行うこと（予決令第34条、債管法第13条、債管令第13条、債管則第13条～第20条及び第39条）。

ホ 分任歳入徴収官以外の職員（以下「特定分任歳入徴収官等」という。）が歳入金債権の管理に関する事務を分掌する場合は、歳入徴収官に対して納入の告知、督促等の措置の請求を行うこと（債管令第14条の2、債管則第39条の3～第39条の5）。

（注）「特定分任歳入徴収官」は単なる呼称であつて、会計官職ではない。これに相当する者は、歳入金債権を取扱う場合の労働基準監督署長である。

ヘ 納付の委託の制度が規定されていること（債管法第14条、債管令第15条、債管則第20条の2～第20条の8）。

ト 歳入徴収官等は、配当の要求その他債権の申出及び債権の保全のための措置をしなければならないこと（債管法第17条及び第18条、債管令第17条、債管則第25条）。

チ 強制履行の請求等の手続きが規定されていること（債管法第15条及び第18条、債管令第16条及び第17条、債管則第21条～第23条・第25条及び第26条）。

リ 国税滞納処分の例によつて滞納処分ができる債権以外の債権であり、かつ、法又は政令の定める事由（債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められる場合等）に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときは、保全及び取立てに関する事務を要しないものとして徴収停止ができること（債管法第21条及び第38条、債管例第18条～第20

条、債管則第27条)。

この場合、当該債権は、債権管理簿において他の債権と区分して整理し、以後、積極的な保全取立て事務は要しない。

ヌ 国税滞納処分の例によって滞納処分ができる債権以外の債権であり、かつ、法又は法令で定める事由(債務者が無資力又はこれに近い状態にある場合等)に該当する場合は、一定の条件を付したうえ5年以内(ただし、さらに延期の特約等を行うことができる。)において履行延期の特約又は処分を行うことができること。

また、履行延期の特約等を行う場合は、必ず債務者からの書面による申請により行うこと。

なお、履行延期の特約等をする場合には、担保を提供させ、年8.25%の利息(昭和32年大蔵省告示第8号・国の債権の管理等に関する法律施行令第29条本文に規定する財務大臣が定める率)を付し、債務名義を取得することを要するが、特定の場合に該当するときは、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができること(債管法第24条～第27条及び第38条、債管令第24条～第32条、債管則第34条～第37条)。

ル 債務者が、無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込がないと認められる場合は、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができること(債管法第32条及び第38条)。

なお、この免除は必ず債務者からの書面による申請に基づき行うこと(債管令第33条、債管則第39条)。

ヲ 債権が消滅したものとみなして整理することができること(債管則第30条)。

ワ 延滞金に関する特則が規定されていること(債管法第33条、債管令第34条)。

カ 債権の弁済の充当順序を明らかにして納入の告知を行うこと。例えば、一部納付があり、元本金額又は延滞金額になお未済がある場合は、未納に係る金額につき作成した納付書にその充当した金額の内訳を付記してこれを債務者に送付すること(債管則第13条及び第14条、歳徴程第15条の3及び第25条の2)。

コ 債権に関する契約の内容についての基準が整備されていること(債管法第34条～第37条、債管令第35条)。

ク 債権の毎年度末における現在額の報告書の作成及び送付を要すること(債管法第39条、債管令第38条、債管則第40条及び第41条)。

第2章 債権管理事務の概要

1 債権管理の対象となる債権

労災保険法等に基づく保険給付等に係る債権で、債権管理の対象となる主なものは次のとおりである。

(1) 歳入金に係る債権

イ 返納金債権

返納金債権とは、保険給付等の過誤払又は不正受給者等による金銭の不当利得に係る償還命令に基づく返還金に係る債権をいい、後者については次のものがある。

(イ) 労災保険法第12条の3の第1項の規定（同時に支給された特別支給金を含む。）

による不正受給者からの費用徴収金

(ロ) 賃確法第8条第1項及び第2項の規定による不正受給者からの返還金

ロ 利得償還金債権

利得償還金債権とは、金銭以外の財産の不当利得による償還金に係る債権をいい、次のものがある。

○ 被災労働者に誤って療養の給付（現物給付）をした場合に当該労働者から償還するための債権

ハ 延滞金債権

延滞金債権とは、金銭債権の履行遅滞に係る損害賠償金その他これに類する徴収金に係る債権をいう。

二 損害賠償金債権

損害賠償金債権とは、「労災保険法第31条」による事業主からの費用徴収、「賃確法第8条」による徴収金及び「労災保険法第12条の4」により代位取得する損害賠償金等これらに類する徴収金に係る債権をいい、次のものがある。

(イ) 労災保険法第12条の3の第2項の規定（同時に支給される特別支給金を含む。）

による不正受給者（事業主を含む。）の費用徴収金

(ロ) 労災保険法第12条の4の第1項の規定により取得する第三者（加害者）からの収入金

(イ) 労災保険法第31条の第1項の規定による事業主からの費用徴収金

(ニ) 賃確法第8条第1項及び第2項の規定による不正受給者からの納付金

ホ 労働者災害補償保険通勤災害一部負担金債権

労働者災害補償保険通勤災害一部負担金債権とは、「労災保険法第31条第2項」の規定によりその費用の一部を200円を超えない範囲で療養給付から控除又は徴収する一部負担金に係る債権をいう。

2 債権管理の基本的事項

(1) 歳入徴収官等の任命

債管令第5条第1項、第2項及び第3項による債権の管理に関する事務を行う者（主任官、分任官及び代理官）の任命は、債権令第5条第5項の規定により官職指定されるものである。

(2) 歳入徴収官等の官職及び事務の範囲

厚生労働省所官労働保険特別会計の官職及びその所掌事務の範囲

イ 歳入金に係る債権

	指 定 官 職			所 掌 事 務 の 範 囲
	主任歳入徴収官	歳入徴収官代理	特定分任歳入徴収官	
本省	労働基準局長	労働基準局総務課長		本省における歳入の徴収に関する事務
都道府県労働局 都道府県労働局 労働基準監督署	都道府県労働局長	都道府県労働局総務部長		当該都道府県労働局における歳入の徴収に関する事務
			労働基準監督署長	当該労働基準監督署における労災勘定及び徴収勘定に属する歳入の徴収に関する事務

ロ 歳出の金額に戻入する返納金に係る債権（支出官）

	指 定 官 職		所 掌 事 務 の 範 囲
	支 出 官	支 出 官 代 理	
本省	労働基準局長	労働基準局総務課長	本省における経費の支出に関する事務
都道府県労働局	都道府県労働局長	都道府県労働局総務部長	当該都道府県労働局における労災勘定及び徴収勘定に属する経費の支出に関する事務

ハ 歳出の金額に戻入する返納金に係る債権（資金前渡官吏）

	指 定 官 職		所 掌 事 務 の 範 囲
	資金前渡官吏	資金前渡官吏代理	
都道府県労働局	都道府県労働局総務部総務課長（東京労働局及び大阪労働局は総務部会計課長）	都道府県労働局総務部総務課会計担当課長補佐（東京労働局及び大阪労働局は総務部会計課長補佐）	当該都道府県労働局における経費の支払に関する事務
労働基準監督署	労働基準監督署長	労働基準監督署次長 （次長の官職の置かれていない労働基準監督署にあっては、第一課長）	当該労働基準監督署における労災勘定及び徴収勘定に属する経費の支払に関する事務

（注） 代理官の官職にある者は、歳入徴収官等の官職にある者が転免、死亡、その他異動（欠員を含む。）により、事務をとることができない場合にその事務を代理すること。

(3) 債権管理の基本的事務の流れ

- イ 債権確認決議書を作成し、その種類・金額等を調査確認すること。
- ロ 債権管理簿に登録して、その後の収納状況を把握すること。
- ハ 債管令第5条の規定に基づき歳入徴収官等（特定分任歳入徴収官を除く。）は、納入の告知又は履行の督促等の措置を自ら行うこと。また、特定分任歳入徴収官が、納入の告知又は督促時の措置を必要とするときは歳入徴収官に対し、これらの措置をとるべきことを請求すること。

ニ 債務者の資力その他によって一時の支払が困難と認められるものについては、

(イ) 債務者から申請させて履行延期の特約をすること。

(ロ) 法務局に依頼して和解を行う（自力執行権のない債権）こと。

(ハ) 債務者に誠意がないと認められる場合は強制執行（自力執行権のある債権）又は訴訟を提起し強制履行（自力執行権のない債権）を求めること。

ホ 債務者が債管法第21条及び債管令第20条に規定する一定の条件に該当した場合には、徴収停止を行うこと。

第3章 債権の種類別事務処理

1 過誤払返納金債権（現年度分）

過誤払返納金債権（現年度分）とは、支出官からの支出又は資金前渡官吏の支払いにおいて、その当該年度内（出納整理期間を含む。）に過誤払を発見した場合の返納金債権をいい、支出官口座又は資金前渡官吏の預託金口座に戻入し、当該年度の支出又は支払の資金に当てることができることとなっている（出事程第58条の2）（参考1）。

(1) 歳入金に係る債権以外の債権（歳出その他の支払金の返納金債権）

歳出戻入金債権（会計法第9条ただし書）（参考2）

前渡資金返納金債権（出事程第58条の2）

支出官又は資金前渡官吏が支出決議又は支払事務の誤り等により、正当額以上に支出又は支払いをしたときは、その過誤払渡しとなった金額をその支払いを受けた者から返納金債権として回収することになるが、この債権管理事務は支出官又は資金前渡官吏が自ら行う。

この過誤払金を回収する権利は民法上の不当利得返還請求書（民法第703条）に当たるものである（参考3）。

（注）この過誤払いの原因が①偽りその他不正の手段により支払を受けたもの若しくは、②支出官又は資金前渡官吏等の重大な過失による場合、又は、③翌年4月30日を経過したものであるときは、歳入金債権として徴収しなければならない（予決令第33条、出事程第58条の2第1項ただし書及び第3項）（参考4）。

(2) 調査確認（債管法第11条、債管令第10条、債管則第10条及び第11条）（参考5～7）

支出官の支出の誤り又は監督署長の支給決定の取消・変更及び資金前渡官吏等の支払いの誤り等によってその支払額の全部又は一部が過誤払であるとなったときは次の事務処理を行うこと。

（参考） 保険給付等の支給決定取消の手続きについては「労災保険給付事務取扱手引（平成13年3月改訂）第1編、第1、V、512・2回収を要する場合」の項を参照し「支給決定取消、支給決定、支給（追給・回収）決議書」（帳票種別34331、34231等）により前支給決定を取消したうえ、「債権確認調査決定決議書」（債管様式第1号）（以下、「債権確認決議書」という。）を作成して債権管理手続を行うこととなる。

イ 調査確認の手続き

支出又は支払いの原因となった請求書、再調査を行った場合の復命書等の関係資料を添付して、債権確認決議書により債権の種類、金額等を決定すること。

ロ 債権確認決議書の作成及び記入方法

(イ) 整理番号

年度毎の一連番号を記入すること。

(ロ) 年 度

支払った日の属する年度を記入すること。

(ハ) 債権の種類

[支出官の場合]

(部) 歳入外債権 (款) 歳出戻入金債権 (項) 歳出戻入金債権

(目) 返納金債権

[資金前渡官吏の場合]

(部) 歳入外債権 (款) 前渡資金返納金債権 (項) 前渡資金返納金債権

(目) 返納金債権

(ニ) 発生年度

支払った日の属する年度を記入すること。

(ホ) 履行期限

決議の日から20日以内における適宜な履行期限を定めること(債管則第13条第1項)(参考8)。

(ヘ) 延滞金の徴収の要否

債務者の故意又は重大な過失によらない不当利得による返納金に係る債権については、延滞金を免除することができること(債管令第34条第1項第7号)(参考9)。

(ト) 事後処理の欄

決議年月日と同一日に債権管理簿に登記し、処理のつど確認印を押すこと。

(3) 債権管理簿への登記(債管法第11条、債管令第8条～第10条、債管則第8条～第12条)(参考10、11)

イ 登記の時期

債権確認決議後、遅滞なく債権管理簿へ登記すること。

なお、労働保険特別会計労災勘定においては、債権管理簿「その1」に登記し、履行延期の特約、裁判上の和解等をした場合には債権管理簿「その2」に転記すること。

ロ 記載する事項及び記入方法

債権管理簿に記載しなければならない事項は、「債管法第11条」、「債管令第10条第1項、第5項、第6項及び第7項」において定められており、これらの記入方法については「債管則別表第4」に定められている。

なお、債権管理簿に記載する事項については法令で次のように定められているが、債権管理簿の様式については、各省庁の事務処理の実情に適合するものを自主的に定めるようになっている。

(イ) 債務者の住所及び氏名	(債管法第11条)
(ロ) 債権金額	(")
(ハ) 履行期限	(")
(ニ) 債権の発生原因	(債管令第10条)
(ホ) 債権の発生年度	(")
(ヘ) 債権の種類	(")
(ト) 利率その他利息に関する事項	(")
(チ) 延滞金に関する事項	(")
(リ) 債務者の資産又は業務の状況に関する事項	(")
(ヌ) 担保に関する事項	(")
(ル) 解除条件	(")
(ヲ) 債権発生日	(債管則第12条)
(ワ) その他歳入徴収官等から債権管理事務の引継ぎを受けた日付	(")
(カ) (イ)~(ハ)までの事項で変更があった年月日	(")
(コ) 債権消滅年月日	(")
(ク) 納入の告知年月日	(")
(ケ) 督促年月日	(")
(キ) 債権消滅額	(")
(ク) 債権額が減少された場合の減少額	(")
(ケ) 債権の消滅時効の完成の表示	(")
(コ) 年度内に納入されなかった場合の歳入組入の表示	(")

(参考)

債管則別表第4

債権管理簿の記入の方法に関し必要な事項

- 1 債権管理簿には、法第11条第1項及び令第10条の規定により記載する事項のほか、次に掲げる日付を記入するものとする。
 - (1) 債権が発生した日付（法令又は契約の定めるところにより国に帰属した債権については、その発生した日付及び国に帰属した日付）
 - (2) 他の歳入徴収官等から債権の管理に関する事務の引継ぎを受けた日付
 - (3) 法第11条第1項前段の規定により調査確認した事項に変更があった日付
 - (4) 債権が消滅した日付
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、債権の管理に関する事務の処理に関して必要な措置をとった日付又は債権の管理に関係する事実で当該事務の処理上必要と認められるものの発生した日付
- 2 同一の発生年度若しくは種類に属する債権又は同一の発生原因に基づいて発生した債権をその他の債権と区分して整理することとなっている債権管理簿においては、債権の発生年度若しくは種類又は発生原因を当該債権管理簿の表紙又は見出しに記入することができる。同一の種類に属する債権をその他の債権と区分して整理することとしている債権管理簿において、利息に関する事項、延滞金に関する事項その他債権管理簿に記載すべき事項の内容が当該種類に属するすべての債権について同一である場合におけるこれらの事項の記入についても同様とする。
- 3 利息、延滞金又は一定の期間に応じて附する加算金に係る債権は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第131条に規定する徴収簿又は歳入徴収官事務規程第41条に規定する徴収整理簿を債権管理簿として使用する場合を除き、これを附することとなっている債権とあわせて記載するものとする（参考12、13）。
- 4 債権の種類は、略称又は符号をもって表示することができる。
- 5 歳入徴収官等は、(1)に掲げる減少額については、債権金額の減額整理をするため法第11条第1項後段の規定により調査確認の上、変更の記載をするものとし、(2)又は(3)に掲げる減少額については、同条第2項の規定により債権の消滅の記載をするものとする。この場合において、債権管理簿には、これらの減少額をそれぞれ区分して整理しなければならない。
 - (1) 次の各号に掲げる事由による債権の減少額

イ 債権の発生の原因となる契約その他の行為の解除又は取消し、当該行為に解除条件が附されている場合における当該解除条件の成就、債権の発生に関する法令の改廃その他特別の事由により債権の発生の原因となる法律関係が消滅したこと。

ロ 債権が法令の規定に基づき譲渡され、又は更改若しくは混同により消滅したこと。

ハ 令第8条第1号の規定により記載した債権金額が利率又は貸付料の減額変更その他の事由により減少することとなったこと。

ニ 前各号に定めるもののほか、裁判所の判決による債権の不存在の確定、誤びゆうその他特別の事由によりすでに記載されている債権の債権金額が過大であり、又はその債権が存在しないことが明らかとなったこと。

(2) 弁済（代物弁済を含む。）、相殺又は充当による債権の減少額

(3) 債権の免除、消滅時効の完成その他(1)又は(2)に掲げる事由以外の事由による債権の減少額（債管則第30条の規定により債権が消滅したものとみなして整理する金額を含む。）（参考14）。

(4) 納入の告知（債管法第13条第1項、債管令第13条、債管則第13条及び第14条）（参考15～17）

イ 債務者が国以外の場合

納入者の氏名（法人にあっては、法人及び代表者の名称、個人にあっては、個人の氏名、連帯納付義務者がある場合にあっては、各人名又は各法人の名称）を記載した返納金納入告知書「債管則別紙第2号書式」（歳出戻入用）を債務者に送付すること。

ただし、連帯納付義務者がある場合にあっては、各人名又は各法人の名称を列記しないで何某外何名と記載しても差し支えないこと。

保険給付の場合は支給決定取消・支給決定・支給（追給・回収）決議書により支給決定を取消し、返納金納入告知書に保険給付等支給不支給決定の変更決定通知書又は保険給付等支給（不支給）決定取消決定通知書（労災保険給付事務取扱手引〔平成13年3月〕参照）を添付して送付すること。

ロ 債務者が官公署（国立病院等）の場合

官公署から返納を求める場合は、納付者となるべき職員に返納金納入告知書を送付すること（出事程第58条の2第2項）。

ハ 納入の告知をする者

歳出戻入金債権の場合

歳入徴収官等（支出官）

前渡資金返納金債権の場合

” （資金前渡官吏）

ニ 納付期限

調査確認の日から20日以内における適宜な履行期限を定めること（納入告知は時効中断の効力を有する。）。（会計法第32条及び債管則第13条第1項）（参考18）

- (5) 督促（債管法第13条第2項、債管則第20条）（参考19）。

返納金納入告知書を債務者に送付し、その納入告知書の納付期限内に債務者が債務の履行をしないときは、督促状（債管則別紙第4号書式）により納付の督促をするとともに債権管理簿に督促年月日を記載すること（この督促状は単なる催告であって、国税通則法第73条の規定による時効中断の効力を有しないこと。）（参考20）。

- (6) 出納整理期限までに返納されなかった債権の措置（会計法第9条、予決令第6条、出事程第58条の2）（参考21）

イ 歳入への組入通知（債管則第31条、出事程第58条の2）（参考22）

返納金債権（国庫内移換を除く。）のうち戻入期限（翌年度の4月30日）までに返納されなかった債権については、当該期限後直ちに「返納金債権歳入組入報告書」（債管様式第2号）を作成し、債権確認決議書の写を添付して歳入徴収官に通知し、債権管理簿に記載すること。

ロ 歳入徴収官の事務

歳入徴収官は、「返納金債権歳入組入報告書」の送付を受けたときは5月1日付け（戻入期限の翌日）をもって返納金の調査及び徴収の決定を行い、徴収決定年月日、徴収決定額等の必要事項を徴収簿に記載すること。

2 過誤払返納金債権（過年度分）

支出又は支払いを行った当該年度経過後に発見した過誤払金に係る返納金債権は、歳入金債権となるので歳入徴収官が債権管理を行うこと。

- (1) 債権発生のお知らせ（債管法第12条、債管令第11条及び第12条）（参考23、24）

資金前渡官吏等が当該年度経過後に過誤払いを発見したときは、歳入徴収官に対し「債権発生通知書」（債管様式第3号）に関係書類を添付して送付すること（収入官吏が領収済の返納金債権については、債権発生通知書の備考欄に「告知不要」の旨を記するとともに領収年月日、金額を記入すること。）。

- (2) 調査確認

歳入徴収官は、資金前渡官吏等から「債権発生通知書」の送付を受けたときは遅滞なく調査確認を行うこと。

なお、前記1の過誤払返納金債権（現年度分）と次の点が異なるだけでその他は全て同様に取扱うこと。

（債権の種類）

歳入金債権

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）返納金債権

（歳入科目）

労働保険特別会計労災勘定

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）返納金

- (3) 債権管理簿への登記（債管法第11条、債管令第8条～第10条、債管則第8条～第12条）

現年度分債権とは別の一連番号で記載すること。

債権確認決議年月日と同一日で登記し、その他は過誤払返納金債権（現年度分）と同様に取扱うこと。

- (4) 納入の告知（会計法第6条、予決令第29条、債管法第13条第1項、債管令第13条、歳徴程第9条）（参考25～27）

歳入徴収官は、債権確認、調査決定及び債権管理簿への記載を行った後、自ら納入の告知を行うこと。

- (5) 督促（債管法第13条第2項、債管則第20条）（参考28）

過誤払返納金債権（現年度分）と同様に取扱うこと。

この場合の督促状は時効中断の効力を有しないこと。

- (6) 時効及び時効の中断（債管法第18条第5項、民法147条）（参考29、30）

イ 時効

時効とは、一定の事実状態が永続した場合に、真実の権利関係にかかわらず、その継続してきた事実状態を尊重し、正当な権利関係と認めようとする制度をいう。

ロ 時効中断の措置

歳入徴収官等は、その所掌に属する権利が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するために必要な措置をとらなければならない。

ハ 時効の中断及び停止の効力

時効の中断は停止とともに時効の完成を阻止する制度であり、中断事由が生ずると継続した時効期間は効力を失い、再び新たな時効期間が進行すること。

停止は本来の時効期間の進行に関係なく、ただ、その完成を一定期間猶予するものであり中断とは異なること。

ニ 時効中断事由の種類

(イ) 請 求

裁判上の請求（訴の提起、支払命令、和解のためにする呼出しもしくは任意出頭、破産手続の参加）及び納入の告知

(ロ) 差押え、仮差押え又は仮処分

債管法第15条の強制履行の請求及び同法第18条第2項の仮差押え又は仮処分（参考31、32）

(ハ) 承 認

証書の書換え、債務の一部弁済、支払猶予の申出、利息の支払等

ホ 時効の起算点

(イ) 返納金債権については、支払日が債権の発生日となるので、その翌日から時効が進行すること。

(ロ) 時効の中断措置をとった場合、その時点から新たに時効が進行すること（民法第157条）（参考33）。

(ハ) 納入の告知により中断された時効が新たに進行するのは、納入告知書が相手方に到達した日の翌日からであること。

ヘ 時効期間の満了点

(イ) 期間の末日をもって期間の満了とすること（民法第141条）（参考34）。

(ロ) 期間を週、月又は年で計算する場合は暦に従って計算すること（民法第143条）（参考35）。

3 費用徴収等

(1) 労災保険法第12条の3第1項該当（不正受給者本人）

監督署長は、偽りその他不正の手段によって保険給付を受けた者があることを発見した場合は、当該給付に係る処分を変更し、次の手続きをとること。

イ 監督署の事務

監督署長は、当該不正受給者に対し、その旨を「保険給付・特別支給金に係る支給決定の変更決定通知書」により通知し、資金前渡官吏は、「債権発生通知書」（債管様式第3号）を歳入徴収官に通知すること。

ロ 労働局の事務

労働局長は、上記イの通知と同時に不正受給者に対し、保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の価額等を「労災保険法第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書」により通知するとともに、歳入徴収官は、不正受給者に対し納入の告知を行うこと。

ハ 歳入徴収官の徴収手続

歳入徴収官は、監督署長の処分の変更と債権発生通知に基づき債権確認決議を次により行うこと。

イ) 調査確認

a 過誤払返納金債権（過年度分）に準じて行うが、債権の種類・歳入科目は下記のとおりである。

（債権の種類）

歳入金債権

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）返納金債権

（歳入科目）

労働保険特別会計労災勘定

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）雑入

なお、当該不正受給者が療養の給付（現物給付）も併せて受けた場合は、その部分についての償還する収入金は次のとおりである。

（債権の種類）

歳入金債権

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）利得償還金債権

（歳入科目）

労働保険特別会計労災勘定

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 雑入

b 延滞金

不徴収

c 債権発生年度

支払った日の属する年度

(ロ) 納付期限

債権確認の日から20日以内とする。

(ハ) 債権管理簿の登記

過誤払返納金債権(過年度分)に準じて取扱うこと。

(ニ) 納入の告知

歳入徴収官は、債権確認、調査決定及び債権管理簿への記載を行った後、自ら納入の告知を行うこと。

(ホ) 督促

返納金納入告知書を債務者に送付し、その納入告知書の指定した納付期限を経過してもなお債務者が債務の履行をしないときは督促状(債管則別紙第4号書式)により納付の督促をすることになるが、この場合、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日にすること(徴収法第26条第1項及び第2項準用)(参考36)。

なお、債権管理簿に督促年月日を記載すること、この場合の督促状は時効中断の効力を有すること。

(ヘ) 強制執行

上記(ホ)による手続き後もなお徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によって処分すること(徴収法第26条第3項、第28条及び第29条準用)(参考37、38)。

(ト) 時効期間

労災保険法第12条の3に係る債権の消滅時効は、支払った日の翌日から進行を始め、徴収法第41条の準用により2年で消滅時効が完成すること(参考39)。

(チ) 時効の中断及び停止(会計法第31条)(参考40)

- a 納入の告知（徴収法第41条を準用）
納入告知書の指定する納付期限まで中断事由は継続する。
- b 督促（徴収法第41条を準用）
督促状の指定する納付期限まで中断事由は継続する。
- c 差押（徴収法第29条を準用）
 - ㊦ 差押え手続きが終了するまで中断事由は継続する。
 - ㊧ 差押えが取り消されたときは、中断の効力は生じない。
 - ㊨ 差押えのための搜索処分を実施したが差押えるべき財産がなく、差押えができなかった場合でも時効は中断される。
- d 納入についての誓約があったとき
誓約書の誓約期日まで中断事由は継続する。
- e 納付委託があったとき
受託証券の支払期日まで中断事由は継続する。
- f 一部納付があったとき
納付日まで中断事由は継続する。
- g 交付要求をしたとき（国税徴収法第82条）（参考41）
交付要求の期間中断事由は継続する。
- h 滞納処分の猶予期間（国税通則法第73条）
猶予期間中、時効は進行しない（その期間中は停止している。）。

(2) 労災保険法第12条の3第2項該当（参考42）

前記(1)労災保険法第12条の3第1項該当の場合の取扱いと次の点以外は全て同じである。

（債権の種類）

歳入金債権

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）損害賠償金債権

（歳入科目）

労働保険特別会計労災勘定

（款）雑収入

（項）雑収入

(目) 雑入

なお、連帯して徴収金を納付すべき場合は、連帯債務として債権の確認及び調査決定は1件として処理すること。納入告知書を不正受給者に対して送付する場合には、不正受給者の住所、氏名に当該事業主の氏名を併記し、当該事業主に対しては、不正受給者に納入の告知をした旨「法第12条の3の規定に基づく費用徴収の命令書」に明記して通知すること。

納入告知書を当該事業主に対して送付する場合には、当該事業主の住所、氏名に不正受給者の氏名を併記し、不正受給者に対しては、当該事業主に納入の告知をした旨を通知すること。

(3) 労災保険法第31条第1項該当(参考43)

本条の規定に基づく費用徴収の適用範囲は、労災保険給付事務取扱手引(平成13年3月改訂)「Ⅲ支給制限及び費用徴収等・302費用徴収・2事業主からの費用徴収」の項によるものであるが、債権管理手続きについては、前記(2)労災保険法第12条の3第2項該当と全て同じ取扱いで、次のとおりである。

(債権の種類)

歳入金債権

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 損害賠償金債権

(歳入科目)

労働保険特別会計労災勘定

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 雑入

イ 監督署の事務

監督署長は、本条の規定に該当するものについて保険給付を行った場合には、労働局長に対してその旨を「労働者災害補償保険法第31条の規定に係る保険給付通知書」により通知すること。

ロ 労働局の事務

労働局長は、上記イの通知を受けた場合は、「債権確認決議書」により確認決議をし、当該事業主に対して保険給付に要した費用を徴収する旨及び徴収金の価額等を「法第

31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書」により通知するとともに、納入告知書を送付すること。

(4) 労災保険法第31条第2項該当

通勤災害における一部負担金の徴収事務は、療養給付を受ける労働者（労災保険法第22条の2第3項の規定による減額をした者を除く。）から次により行うこと。ただし、次の〔 〕内の者については、一部負担金の徴収を要しない（参考44）。

（一部負担金の徴収を要しない者）

- (イ) 第三者の行為によって生じた事故により療養給付を受ける者
- (ロ) 療養の開始後3日以内に死亡した者その他休業給付を受けない者
- (ハ) 同一の通勤災害に係る療養給付について既に一部負担金を納付した者
- (ニ) 特別加入者

労災保険法第22条の規定により療養給付を受ける労働者（上記(イ)～(ニ)の者を除く。）に支給する休業給付であって、最初に支給すべき事由の生じた日に係るものの額は、労災保険法第22条の2第3項の規定により一部負担金に相当する額を減じた額とされているが、最初に支給すべき休業給付から減額措置が行われなかった場合には、休業給付の過払ということになるため債権管理を行うこととなる。

イ 債権管理の事務

- (イ) 2回目以降の休業給付から控除する（労災保険法第31条第3項の規定による。）。
- (ロ) 歳入徴収官の送付する納入告知書により徴収する。

上記2種の処理方法があるが、少額債権のため原則として(イ)の方法（(5)労災保険法第31条第3項該当の項参照）により債権管理を行うこと。

ただし、(イ)の方法により難しい場合は、(ロ)の方法により次のとおり処理すること。

a 監督署の事務

休業給付を行ったが一部負担金の控除をしなかったものについては、その支給決定をした日の属する四半期ごとに取りまとめ、債権発生調書及び債権管理簿（給付及び一部負担金様式第1号（その1）及び（その2））を作成し、その四半期の第3の月の15日までに同調書を添付した債権発生通知書（同様式第3号（その2））㊟㊱2通を歳入徴収徴収官に送付すること。

b 労働局の事務

監督署から前記aによる債権発生通知書の送付を受けたときは、その内容を調査し誤りがないことを確認し、同債権発生通知書の上部の債権確認・徴収決定決議書によ

り決議すること。

また、その徴収手続きは「前記(1)労災保険法第12条の3第1項該当」の場合に準じて取扱うが次の点が異なるので注意すること。

(債権の種類)

歳入金債権

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 労働者災害補償保険通勤災害一部負担金債権

(歳入科目)

労働保険特別会計労災勘定

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 雑入

(債権発生年度)

当該請求権の発生原因となる事実(支給決定)のあった日の属する年度

上記の事務処理を終えたときは、副本である決議書とその添付書類となっていた債権管理簿を区分し、債権確認・徴収決定決議書綴(一部負担金)及び債権管理簿(一部負担金)にそれぞれ編てつすること。

なお、新たに編てつした債権管理簿には、調査確認年月日、納入告知年月日を記入し、その後督促状を発行したときは、その年月日を、また、債権が消滅したときは、備考欄に⑤の表示をすること。

(5) 労災保険法第31条第3項該当

イ 現金給付からの一部負担金の控除

労災保険法第22条の2第3項の規定により減額して支給することとされているが、この減額措置が行われなかった場合には、労災保険法第31条第3項の規定により休業給付の額から一部負担金相当額を控除することができる。

ロ 一部負担金の事務処理

(監督署の事務)

(1) 控除決議及び残額の支払

労災保険法第31条第3項の規定により一部負担金相当額を保険給付の額から控除する場合には、まず提出された休業給付の支給請求書の内容審査を行ったうえOCR

に入力し、支給決定・支払決議書を出力させる。この決議書により一部負担金相当額の控除決議と一部負担金を控除した後の保険給付の額の支払決議を監督署長が併せて行いOCRに入力すると支給決定通知が出力されるので請求人あて送付することとなる。

この通知が出力された後、「明細表・当地名簿・送金名簿配信要求帳票」を作成しOCRに入力すると要求した内容に応じて振込先預貯金口座明細表、当地名簿、送金名簿が出力されるので、これに基づき、支払事務を行うとともに控除した一部負担金については、国庫金振替書を発して国庫内移換の手続きをとって歳入に納付すること（歳徴程第8条の2及び出事程第40条の3）（参考45、46）。

(ロ) 国庫金振替書の作成

国庫金振替書の作成に当たっては、所要事項を記載のうえ、表面余白に「労働筋者災害補償保険通勤災害一部負担金」の印を押すこと（出事程第35条）（参考47）。

(イ) 国庫金振替書の歳入納付

控除した一部負担金相当額を当該保険給付の日又は、支払の日の属する月で取りまとして歳入に納付する場合には控除額支払決議書（様式第2号（その1））の一部負担金額表（出事程第13号の8書式）を作成のうえ、同様式により控除額支払決議を行い、この決議に基づいて国庫金振替書を発し、一部負担金相当額を預託金から歳入に納付すること。

(ニ) 一部負担金額表の送付

国庫金振替書を発したときは、歳入徴収官に「一部負担金額表」を送付すること（出事程第32条第3項及び第54条）（参考48、49）。

この場合に、「一部負担金額表」は控除債権調査決定決議書（様式第2号（その2））（㊦2通）の下段を使用して作成すること。その際「備考」欄に債権発生年月日（当該被災労働者の療養給付に関する最初の支給決定の日）を記入すること。

なお、「一部負担金額表」の送付の際には、債権発生調書並びに債権管理簿（様式第1号（その1）及び（その2））の添付は要しないこと。

(ホ) 控除額支払決議書の保管等

a 控除額支払決議書は、前渡資金出納計算書の附属証拠書類ではあるが、会計検査院に提出する必要はない。

b 控除額支払決議書は、保険給付費等証拠書の最末尾に仕切紙を付して国庫金振替

済書とともに編綴保管すること。

(労働局の事務)

(イ) 徴収決定

「一部負担金額表」の送付を受けた歳入徴収官は、その内容を調査し、誤りがないことを確認しかつ日本銀行からの振替済通知書の送付があったときは、その振替済通知書に基づき、控除債権調査決定決議書(様式第2号(その2))により歳入金の徴収決定を行い、徴収簿に登録すること。

控除債権調査決定決議書⑤は原本として歳入徴収額計算書の附属証拠書類として会計検査院に提出すること。

(ロ) 納入告知方式による一部負担金の徴収事務

イ 監督署から債権発生通知書(株式第3号(その2))の送付を受けたときは、その内容を調査し誤りがないことを確認したときは、同債権発生通知書の上部の債権確認徴収決定決議書により決議し、納入告知書(雑収入用)を作成して送付する。

ロ 前記イの事務処理を終えたときは、副本である決議書とその添付書類となっていた債権管理簿を区分し、債権確認・徴収決議書綴(一部負担金)及び債権管理簿(一部負担金)にそれぞれ編てつすること。

なお、新たに編てつした債権管理簿には、調査確認年月日、納入告知年月日を記入し、その後督促状を発行したときは、その年月日を、また債権が消滅したときは、備考欄に⑥の表示をすること。

(6) 賃金の支払の確保等に関する法律第8条該当(参考50)

イ 監督署の事務

不正受給又は不正受給しようとしたことが判明した場合、既に認定又は確認の処分を行ったものについては、当該処分を行った労働基準監督署長は、次により、「未払賃金の立替払に係る認定の取消しについて」(未払賃金の立替払事業様式第12号)によって認定の取消し、「未払賃金の立替払に係る確認の取消しについて」(同様式第12号の2)によって確認の取消し又は「未払賃金の立替払に係る確認の変更について」(同様式第13号)によって確認の変更の処分を行うこと。

(イ) 監督署長は、認定の取消しを行う場合は、当該認定に係る確認のすべてを取り消す必要があること。

(ロ) 監督署長は、確認した未払賃金額の全額について偽りその他不正の行為があった場

合は様式第12号の2により、また、未払賃金額の一部について偽りその他不正の行為があった場合は様式第13号によって処分を行うこと。

- イ) 監督署長は、認定の取消し、確認の取消し又は確認の変更の処分を行ったときは、すみやかに労働局長、関係監督署長及び労働福祉事業団（以下、「事業団」という。）に対し文書で通知するとともに、様式第12号、様式第12号の2又は様式第13号の写を送付すること。
- ロ 未払賃金立替払にかかる不正受給の返還命令等は労働局長が行い、その回収手続きは労働局長である歳入徴収官が行うことになる。

(イ) 返還命令（賃確法第8条第1項）

a 返還命令に関する用語の意味

偽りその他不正の行為により未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、賃確法第8条第1項に基づく返還命令の適用を受けることになる。賃確法第8条第1項の用語の意味は次のとおりである。

- (a) 「偽りその他不正の行為」とは、未払賃金の立替払を受ける手段として不正が行われた場合のすべてをいい、その不正行為は立替払を受けた者の行為に限らない。

なお、単なる計算誤り等は、偽りその他不正の行為に含まれない。

- (b) 「債務の弁済を受けた者」とは、偽りその他不正の行為により現実かつ直接に立替払金を受領（自己の口座に振込みを受けた場合及び自ら領得する目的を持って、他人名義の口座を開設し、当該口座に振込みを受けた場合を含む。）した者をいい、未払賃金の立替払対象者となり得る者に限らない。

- (c) 「弁済を受けた金額の全部又は一部」とは、立替払を受けた者が受領した立替払額のうち、偽りその他不正の行為が直接の原因となって立替払を受けた部分に相当する額である。すなわち立替払額の全額が、偽りその他不正の行為に基づく場合は、立替払額の全額が「弁済を受けた金額の全部」に該当し、立替払額の一部が、偽りその他不正の行為に基づく場合は、不正の行為が原因となって立替払を受けた部分に相当する額が「弁済を受けた金額の一部」に該当するものである（例えば、未払賃金額の水増し請求による不正受給の場合には、立替払を受けた金額と、本来水増し請求がなくとも立替払されるべき金額との差額がこれに該当する。）。

b 返還命令に関する事務処理

(a) 上記イ)に該当する不正受給があった場合には、事業場の所在地を管轄する労働局長が立替払金の不正受給者に対し、未払賃金の立替払における不正受給に係る返還命令書（同様式第14号）により返還を命ずること（賃確法施行規則第19条第1項）（参考51）。

(b) 法第8条第1項では「返還を命ずることができ」ることとされているが、上記イ)に該当する場合は、不正受給者の所在不明の場合を除き、返還を命ずることを原則とすること。

(c) 労働局長は、返還命令を出すに際して、必要な限度において、不正受給者又は事業主に対して、報告又は文書の提出を文書により命ずることができる（賃確法第8条第4項、同施行規則第20条）（参考52）。

(d) 返還を命じた労働局長は、監督署長及び事業団理事長に対し文書で通知するとともに、様式第14号の写を送付すること。

事業団は、この通知及び様式第12号、様式第12号の2又は様式第13号の写に基づき立替払金に係る支給決定の取消し又は変更を行うとともに、債権管理台帳の登記を抹消することとなる。

(ロ) 連帯返還命令（賃確法第8条第2項）

a 連帯返還命令に関する用語の意味

事業主が偽りの報告又は証明をしたために立替払の不正受給がなされた場合には、賃確法第8条第2項に基づく連帯返還命令の適用を受けることになる。賃確法第8条第2項の用語の意味は次のとおりである。

(a) 「事業主が偽りの報告又は証明をしたため」とは、立替払に係る認定又は確認の基礎となる事項について、事業主が、不当に未払賃金の立替払を受けさせること又は立替払の額を増額させることを意図して①不正受給者を幫助又は教唆し、その手段として事実と異なる報告又は証明を行った場合及び②事業主が自ら事実と異なる報告又は証明を行った場合をいう。

(b) この場合の「事業主」とは、当該不正受給者を雇用し、又は雇用していた者であり、当該事業主が利益を得たか否かは問わない。

なお、事業主が労働者名義を使って立替払を自ら受けた場合には、自らが不正受給者として、上記イ)の返還命令及び下記イ)の納付命令の対象となるものである。

b 連帯返還命令に関する事務処理

上記 a に該当する場合は、原則として、労働局長が事業主及び不正受給者に対し

て未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯返還命令書（同様式第15号）によって連帯返還命令を行うこと。

様式第15号は、事業主及び不正受給者の双方に対し、それぞれ一枚ずつ同文のものを送付すること。

なお、この場合は上記イ) b (a)様式第14号による返還を命ずる必要はないが、上記イ) b の(b)から(d)までは、この場合にも準用すること。

イ) 納付命令（賃確法第8条第1項）

労働局長は、偽りその他不正の行為により未払賃金の立替払を受けた者に対しては、弁済を受けた金額の全部又は一部の返還を命ずるほかに、その不正受給が悪質なものであるときには、賃確法第8条第1項により当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付すべきことを命ずることができる。

a 納付命令の対象となる不正の行為

監督署長の認定又は確認の基礎となる重要な事項等について、偽りその他不正の行為を行った場合であって、その不正が特に悪質であると認められるものが納付命令の対象となる。次の(a)から(h)までに掲げる場合は、不正が特に悪質であるので、原則として、納付命令の対象とすること。

(a) 賃確法第12条の規定による報告命令に対して、虚偽の報告を行った場合（参考53）

(b) 偽造し、変造し、又は虚偽の記載をした労働者名簿、賃金台帳等を使用した場合

(c) 偽造し、又は変造した認定通知書若しくは確認通知書を使用した場合、又は他人の確認通知書を使用した場合

(d) 他人の名前で立替払請求書を作成し、他人名義の普通預金口座を開設した場合

(e) 自ら不正受給をするにとどまらず他の申請者に対しても不正受給を教唆した場合

(f) 以前にも不正受給し、又は、不正受給しようとした場合

(g) 労使又は2人以上の労働者が共謀して不正受給を行った場合

(h) その他上記(a)から(g)と同等以上に悪質な行為がある場合

b 納付を命ずる額

納付を命ずる金額は、偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額であり、下記dに該当しない限り、返還命令の額と同額（いわゆる

「倍がえし」) とすること。

c 納付命令に関する事務処理

納付命令は、労働局長が未払賃金の立替払における不正受給に係る納付命令書（同様式第16号）によりこれを行うこと。

なお、納付命令処分は返還命令処分が前提となるので、返還を命じない者に対しては納付を命じることはできない。

d 次の場合には、労働局長はその情状を酌量して納付を命ずる金額の一部を減じ、又は、納付を命じないことができる。

(a) 受給者の生計が著しく貧困である場合、他人の圧迫により不正受給を余偽なくされた場合等不正をなすに至った動機にやむを得ない理由があると認められるとき

(b) 不正受給が発見される前に、自発的に届け出る等反省の情が顕著であるとき

(c) 不正により受給した額が少額であるとき

(d) 支払能力を考慮して、納付を命じないことが適切であると認められるとき

(e) その他(a)から(b)までと同等のやむを得ない理由があると認められるとき

(二) その他

上記イ) b(c)は、この場合にも準用する。

二 連帯納付命令（賃確法第8条第2項）

連帯納付命令に関する用語の意味は、連帯返還命令の場合の上記ロ) bと同様である。

連帯納付命令は、未払賃金の立替払における不正受給に係る連帯納付命令書（同様式第17号）により行うこと。様式第17号は、事業主及び不正受給者の双方に対し、それぞれ一枚ずつ同文のものを送付すること。この場合は、上記イ) cの様式第16号による納付を命ずる必要はない。

なお、上記イ) b(c)は、この場合にも準用する。

〔歳入徴収官の徴収手続〕

歳入徴収官は労働局長の返還命令等に基づき、債権確認決議を次により行うこと。

イ 調査確認

(イ) 返還命令及び連帯返還命令の場合

(債権の種類)

歳入金債権

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 返納金債権

(歳入科目)

労働保険特別会計労災勘定

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 雑入

(ロ) 納付命令及び連帯納付命令の場合

(債権の種類)

歳入金債権

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 損害賠償金債権

(歳入科目)

労働保険特別会計労災勘定

(款) 雑収入

(項) 雑収入

(目) 雑入

ロ 納付期限

返還金については、当該債権の発生の原因となった不正受給に係る立替払を行った日であり、納付金については、調査決定の日から20日以内の適宜な日である。

ハ その他

督促手続、延滞金及び強制執行等については、労災保険法第12条の3の場合と全て同じである。

(7) 労働者災害補償保険特別支給金支給規則該当

偽りその他不正の手段により特別支給金の支給を受けた者があるときは、その支給を受けた者から、偽りその他の不正の手段により支給を受けた部分に相当する金額（特別支給金の支給に要した費用）を徴収することになる（民法第704号）（参考54）。この徴収金は歳入金の返納金債権または損害賠償金債権として歳入徴収官が債権の管理及び徴収事務を一元的に行うこと。

なお、この対象者及び徴収方法については、前記労災保険法第12条の3の不正受給者

からの費用徴収に準じて取扱うこととするが、労災保険法第12条の3の適用はない。したがって、時効は徴収法第41条の準用はなく、会計法第30条により5年となり、延滞金については昭和32年1月10日付け蔵計105号、大蔵大臣通達により、不当利得の日を履行期限として、不当利得時の翌日から遅延利息を付して弁済させること（参考55）。

イ 調査確認

歳入徴収官は、債権確認決議書（債管様式第1号）により調査確認を行うこと。

(イ) 不正受給者からの回収の場合

（債権の種類）

歳入金債権

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）返納金債権

（歳入科目）

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）雑入

(ロ) 事業主からの回収の場合

（債権の種類）

歳入金債権

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）損害賠償金債権

（歳入科目）

（款）雑収入

（項）雑収入

（目）雑入

ロ 延滞金

特別支給金を支払った翌日から弁済日までの間、年5分として徴収する。

ハ 債権管理簿への登記・納入の告知・督促・時効及び時効の中断

前記2 過誤払返納金債権（過年度分）と同様に取扱うこと。

4 労災保険法第12条の4該当

(平成8年10月28日付基発第643号「第三者行為災害事務取扱手引」参照)

(1) 第三者行為災害の概要

労災保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付等を行うことを目的としているが、その保険給付の原因となった業務災害又は通勤災害が保険関係外にいる者（以下「第三者」という。）、すなわち保険者である政府、保険加入者である事業主及び保険給付を受けるべき者（以下「受給権者」という。）である被災労働者（以下「第一当事者」という。）又はその遺族以外の者の加害行為等によって発生する場合があり、保険給付の原因となった災害が第三者の行為等によって発生した場合を、労災保険においては特に「第三者行為災害」と称している。

この第三者行為災害には、当該災害が第三者の直接の行為によって発生したもののみならず、当該災害について直接の行為者ではない第三者が損害賠償責任を負う場合をも含むものである。第一当事者又はその遺族（以下「第一当事者等」という。）に対して損害賠償責任を負う者としては、加害行為に起因して不法行為責任を負った加害者（以下「第二当事者」という。）だけでなく、民法第715条に基づき使用者責任を負う使用者や自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）第3条に基づき運行供用者責任を負う運行供用者等が考えられる。

第三者行為災害は、一般に災害の発生について、「第三者」の行為が介在するため、第一当事者等は、労災保険に対する保険給付請求権を取得すると同時に、第三者に対しても不法行為又は債務不履行等による損害賠償請求権を取得することとなるが、同一の事由について重複して損失がてん補されることとなれば、第一当事者等は実際の損害額よりも多くの支払を受けることとなり不合理な結果を招くことになる。

また、第一当事者等にてん補されるべき損失は、最終的には政府によってではなく、災害の原因となった加害行為等に基づき損害賠償責任を負った第三者が負担すべきものであると考えられる。

このため、労災保険法では第12条の4において、保険給付と損害賠償との調整について定め、第三者行為災害について、①先に政府が保険給付をしたときは、政府は受給権者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権（求償権）を保険給付の価額の限度で取得するものとし、②受給権者が第三者から先に損害賠償を受けたときは、政府は、その価額の限度で保険給付をしないことができることとしている。

(参考)

労災保険法第12条の4(第三者の行為による事故)

- ① 政府は、保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、保険給付を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。
- ② 前項の場合において、保険給付を受けるべき者が当該第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができる。

(2) 監督署の事務

労災保険法第12条の4第1項により、国が取得する損害賠償請求権に係る管理事務は、第一当事者の所属する事業場を管轄する労働局長である歳入徴収官が行うものであり、この債権の取得原因である保険給付を行った監督署長は、労働局長たる歳入徴収官に対して、債権発生について下記イ又はロの通知を行わなければならない。(債管法第12条)

イ 保険給付(求償権取得・債権発生)通知書

(イ) 事務処理について

第三者行為災害の場合には、政府は第一当事者等に対して労災保険を給付することにより保険給付の価額の限度で第二当事者等に対する求償権を取得することになるため、監督署長は最初に保険給付を行った際及び2回目以降の保険給付については四半期ごとに取りまとめ、当該期末の翌月の末日までに災害発生年月日、債務者の氏名又は名称、労災保険の給付状況等を通知書により労働局長に対して通知すること。ただし、債務者より速やかに損害賠償に応じる旨の申し出が行われているような場合には、そのつど遅滞なく労働局長に対して通知すること。

なお、診療費に係る通知書も診療費・薬剤費検索出力帳票により署において作成すること。(三者行為災害該当事案リストについては、基本情報に三者行為災害登録されている請求書等が入力された翌日に入力局(RIC)のLPに配信されるので労働局長は当該リストを監督署長に送付すること。入力局と管轄局が異なる場合は双方の局(RIC)に配信されるものであること。)

また、同一事案について不真正連帯債務を負う債務者が複数存在する場合には、原則として各債務者ごとに作成すること。ただし、使用者等の特定の債務者より確実に応償されることが見込まれる場合には、当該特定の債務者についてのみ作成することとして差し支えないこと。

(ロ) 添付書類

通知書には、以下の書類を添付すること。

- a 第三者行為災害届及び念書等の添付書類
 - b 第三者行為災害報告書
 - c 第三者行為災害調査書
 - d 保険会社等より送付された回答書（写し）
 - e その他必要と思われる関係書類
- ロ 求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）

求償権行使の差し控えの判断は、あくまで歳入徴収官としての立場において労働局長が行うものであるため、監督署長は自らの判断で求償権行使の差し控えを決定することはできないことに十分に留意し、以下の手順により事務処理を行うこと。

- (イ) 監督署長は、求償権行使の差し控えに該当する事案であると判断した場合には、様式第12号(2)「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」により労働局長に対して通知すること。

なお、様式第12号(1)は署の控えとすること。

- (ロ) 労働局長に対する通知は、四半期ごとに該当事案を取りまとめ、当該四半期末の翌月の末日までに、様式第12号(2)に様式第12号(3)及び様式第12号(4)を添付した状態で行うこと。

- (ハ) 通知に添付する書類は、第三者行為災害届のみとし、その他の書類は控えとともに署において保管しておくこと。

なお、第三者行為災害届が第一当事者等より提出されていないような場合には、第三者行為災害報告書又は第三者行為災害調査書等を第三者行為災害届に代えて添付することとして差し支えないこと。

- (ニ) 様式第12号(1)、(2)「求償権取得・債権発生通知書（求償差し控え該当事案）」の記入に当たっては、求償権行使の差し控え事案に該当すると判断する理由を選択肢の中から選び、必ず明示すること。

なお、用紙右上の「No」欄には、署毎に年度毎の一連番号を記入すること。

また、様式第2号(1)「通知書」とは別に編てつし保管すること。

ハ 求償の予告

- (イ) 自賠償保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案の取扱い

自賠償保険等及び自動車保険等の適用対象となる事案については、第一次的には保険会社等に対して求償することとしているが、保険会社等に対しては様式第5号の照